

平成30年度予算編成方針

習志野市長 宮本 泰介

1. 社会経済情勢と国の動向

我が国の経済は、平成29年10月の内閣府の月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」としている。先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」も、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

このような中、7月20日に「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」が閣議了解され、「平成30年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針2017』を踏まえ、引き続き、『同基本方針2015』で示された『経済・財政再生計画』の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。」とし、「歳出全般にわたり、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

2. 本市の状況と財政見通し

習志野市は、今日に至るまで「文教住宅都市憲章」に基づく、市民本位のまちづくりを継続するとともに、持続可能な行財政運営を目指し、継続的に経営改革に取り組んできた。現在は、平成26年度にスタートした基本構想の下、将来都市像「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～習志野」の実現に向けた3つの目標を下支えするため、「自立的都市経営の推進」に取り組んできたところである。

平成28年度の普通会計決算を概観すると、歳入では、景気回復の影響や奏の杜地区の居住者増加等に伴う納税義務者の増により、自主財源の根幹である市税が増収となり、結果として、使途に制約がない経常一般財源は前年度を上回った。

一方、歳出においては、新庁舎建設工事費を中心に、市営住宅・小学校等の大規模改修により、普通建設事業費が、約40億円増加し、その財源となる地方債の現在高は約34億円増加となった。また、子育て支援、生活保護などの扶助費が前年度より約11億円増加するなど、毎年度定例的に支出される経費が前年度より増加し、経常収支比率は、92.9%と、依然として財政構造は硬直化しているといえる。

今後の本市を取り巻く財政環境は、現在は市税を中心に安定した税収環境となっているが、市税は社会経済情勢に大きく影響を受けるものであり、また、増収となっても普通交付税が減額となることなどから、経常一般財源の伸びについては大きな期待ができないところである。さらに、少子高齢化の急速な進展は、担税力のある世代の減少による将来的な市税収入の減収と、医療や介護、子育て支援などの需要増大による社会保障関係経費の大幅な増加が予想される。加えて、老朽化した多くの公共施設の再生課題がひっ迫しており、多額の財政需要が見込まれ、その財源として発行する市債の償還負担は今後も増加することから、義務的経費の増加は避けて通れない状況である。これらは、経常収支比率の上昇を招き、硬直化した財政構造下において、厳しい財政運営を余儀なくされることが容易に想定される。また、特に普通建設事業に係る国県の補助金等は、現状においても要望額に対して交付額が大きく下回る状況であるが、国県の財政状況は本市より厳しく、その確保は一層厳しい状況となることが推測される。

3. 予算編成の基本方針

平成30年度は、大久保こども園、学校給食センター、第二中学校体育館や中央消防署谷津出張所の竣工、さらに大久保地区公共施設再生事業や谷津小学校建替工事の着工など、公共施設再生計画第一期の取組を加速化させるとともに、前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策の確実な達成に向け、取り組んでいく。

よって、以下の項目を重点事項として予算を編成する。

- ・ 子どもが健やかに育つ環境の整備を推進すること
- ・ 未来をひらく教育と生涯にわたる学びを推進すること
- ・ 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉を充実すること
- ・ 公共施設総合管理計画に基づき、インフラ・プラントを含めた公共施設の再生、暮らしを支える都市基盤の整備を推進すること
- ・ 第一次経営改革大綱の着実な実行により、財政健全化を推進すること

4. 平成30年度予算編成に向けて

この重点事項を具現化するためには、徹底した財源確保策をさらに進めるとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」こと、すなわち、「投資額に見合う行政効果」を今一度踏まえ、「既存事業を精査」した上で、「より必要な政策への財源投資」を確実に実施し、最も効率的に予算を配分していくことが必要不可欠である。

平成30年度予算編成は、経常的経費は庁内分権型予算による配当方式とし、臨時的・政策的経費は各部からの要求に基づく積み上げ方式とする。ただし、配当方式による経常的経費についても、既存事業をゼロベースから見直すこととする。

さらに、地方自治法に定める「会計年度独立の原則」、「総計予算主義の原則」など、財政規律を遵守し、分権型予算の趣旨を鑑み、各部長の責任において緊急性・費用対効果の高さを基準に事業の優先順位付け、採択を行い、予算編成に取り組まれたい。

なお、職員は特に以下に掲げる事項を十分踏まえた上で予算編成に取り組むこと。

- ・ 費用対効果・優先度の低い事業、事業開始後長期間が経過し所期の目的を達成した事業や民間で対応可能な事業については、廃止、再構築を前提に徹底した見直しを行うこと
- ・ 職員自らが、担当する事業や施設のコストを意識し、経済性、効率性、必要性、有効性、将来の影響等を再検証し、効果的な事業執行が図れるよう精査すること
- ・ 事業経費は事業執行に伴う人件費を含めたものであり、その主な財源は市民の納税によるものであることを十分認識し、事業構築においても、目先の事象にのみとらわれることなく、中長期的な影響を視野に入れ、より具体的な数値を用いて費用対効果を分析し明らかにすること
- ・ 扶助費については法令等に基づく事業を原則とし、市単事業や上乘せ給付等について、給付水準や助成対象等の精査・見直し検討を行うこと
- ・ 国等の平成30年度予算編成の動向を注視し、補助制度の改正等に的確に対応すること
- ・ 市税等の収納率の向上、未利用地の有効活用、ネーミングライツ、寄附金、ソーシャル・インパクト・ボンドの導入など、先進事例も参考とし、財源確保に資することは積極的に検討すること

以上、前期基本計画等に掲げた施策の達成に向け、職員全員が能力と叡智を十分に発揮し、予算編成に取り組むことを期待する。